

衆議院 第八十三回国会 総務委員会 議録 第六号

平成二十五年五月十六日(木曜日)

午後四時開議

出席委員

委員長 北側 一雄君
理事 土屋 正忠君 徳田 毅君
理事 橋本 岳君 山口 泰明君
理事 原口 一博君 理事 東国原英夫君
理事 伊藤 涉君
井上 貴博君
上杉 光弘君 今枝宗一郎君
勝沼 栄明君 大西 英男君
木内 均君 北村 茂男君
小島 敏文君 佐藤 勉君
瀬戸 隆一君 田所 嘉徳君
橋 慶一郎君 中村 裕之君
長坂 康正君 湯川 一行君
小川 淳也君 奥野総一郎君
黄川田 徹君 岩永 裕貴君
上西小百合君 中田 宏君
馬場 伸幸君 松浪 健太君
濱村 進君 佐藤 正夫君
塩川 鉄也君

同日
辞任 補欠選任
勝沼 栄明君 清水 誠一君
小島 敏文君 小林 史明君
五月十五日
電波法の一部を改正する法律案(原口一博君外三名提出、衆法第一〇号)
通信・放送委員会設置法案(原口一博君外三名提出、衆法第一〇号)
電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)
は本委員会に付託された。

四月十九日
税源移譲の処理等に関する陳情書愛知県安城市里町南井畑一の一八藤原寛治(第五一五号)
無線LANの混信に関する陳情書さいたま市南区鹿手袋一の九の一九白石元貴(第五二二号)
同日二十六日
過疎地の郵便局効率化推進に反対を求めめる意見書(福井県小浜市議会)(第一四九二号)
国の地方公務員給与削減に関する意見書(北海道釧路市議会)(第一四九二号)
国による地方交付税削減・地方公務員給与削減要請に対する意見書(前橋市議会)(第一四九三号)
国による地方交付税を地方公務員給与に連動させる措置に対する意見書(京都府木津川市議会)(第一四九四号)
国による地方公務員の給与削減措置を講ずる要請に対する意見書(福岡県行橋市議会)(第一四九五号)
公務員賃金削減に反対する意見書(北海道東神楽町議会)(第一四九六号)

議員 武正 公一君
議員 柿沢 未途君
総務大臣 新藤 義孝君
総務副大臣 柴山 昌彦君
総務大臣政務官 橋 慶一郎君
総務委員会専門員 阿部 進君

委員の異動
五月十六日
辞任 補欠選任

小林 史明君 小島 敏文君
清水 誠一君 勝沼 栄明君

同口
同日二十六日
過疎地の郵便局効率化推進に反対を求めめる意見書(福井県小浜市議会)(第一四九二号)
国の地方公務員給与削減に関する意見書(北海道釧路市議会)(第一四九二号)
国による地方交付税削減・地方公務員給与削減要請に対する意見書(前橋市議会)(第一四九三号)
国による地方交付税を地方公務員給与に連動させる措置に対する意見書(京都府木津川市議会)(第一四九四号)
国による地方公務員の給与削減措置を講ずる要請に対する意見書(福岡県行橋市議会)(第一四九五号)
公務員賃金削減に反対する意見書(北海道東神楽町議会)(第一四九六号)

公的資金補償金免除繰上償還の制度拡充に関する意見書(千葉県市川市議会)(第一四九七号)
国家公務員給与削減と連動した地方交付税削減に反対し、復元を求めめる意見書(東京都狛江市議会)(第一四九八号)
自治体財政の確保と地方分権の確立を求めめる意見書(札幌市議会)(第一四九九号)
自治体財政の確保と地方分権の確立を求めめる意見書(北海道芦別市議会)(第一五〇〇号)
自治体財政の確保と地方分権の確立を求めめる意見書(北海道芽室町議会)(第一五〇二号)
自治体財政の確保と地方分権の確立を求めめる意見書(北海道厚岸町議会)(第一五〇三号)
自治体財政の確保と地方分権の確立を求めめる意見書(鹿儿岛県議会)(第一五〇三号)
地方交付税の削減に反対する意見書(北海道斜里町議会)(第一五〇四号)
地方財源の確保を求めめる意見書(岩手県北上市議会)(第一五〇五号)
地方交付税の削減に反対する意見書(東京都八王子市議会)(第一五〇六号)
地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書(富山県議会)(第一五〇七号)
地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書(富山県高岡市議会)(第一五〇八号)
地方公務員給与に係る地方交付税削減に関する意見書(富山県黒部市議会)(第一五〇九号)
地方分権の推進を求めめる意見書(金沢市議会)(第一五一〇号)
地方交付税の削減に反対する意見書(石川県七尾市議会)(第一五一一号)
地方公務員給与と費に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書(長野市議会)(第一五一二号)
地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を

求めめる意見書(長野県須坂市議会)(第一五一三号)
地方公務員給与削減を意図した地方交付税削減に抗議し撤回を求めめる意見書(長野県阿智町議会)(第一五一四号)
地方の自主性を尊重した地方財政対策についての意見書(愛知県議会)(第一五一五号)
地方法人特別税等の即時廃止についての意見書(愛知県議会)(第一五一六号)
地方税財源の充実確保に関する意見書(滋賀県甲賀市議会)(第一五一七号)
地方交付税の一方的な削減に反対する意見書(鳥取県議会)(第一五一八号)
地方公務員の給与抑制を通じた地方交付税削減の撤回を求めめる意見書(鳥取県日南町議会)(第一五一九号)
地方公務員給与と費に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書(高知県議会)(第一五二〇号)
地方公務員給与と費に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書(高知市議会)(第一五二一号)
地方交付税の削減に反対する意見書(高知市議会)(第一五二二号)
地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を求めめる意見書(福岡県大牟田市議会)(第一五二三号)
地方自治体の主体性の保証を求めめる意見書(大分県議会)(第一五二四号)
道理のない地方公務員の賃金削減に反対する意見書(北海道芦別市議会)(第一五二五号)
被災地の早期復旧・復興のために必要な地方財政の確立と事業執行体制の安定的な確保を求めめる意見書(岩手県議会)(第一五二六号)
普通交付税の算定方法の見直しを求めめる意見書

(岐阜県郡上市議会(第一五二七号))

平成二十五年地方財政対策に関する意見書

(北海道別町議会(第一五二八号))

平成二十五年地方財政対策に関する意見書

(北海道七飯町議会(第一五二九号))

平成二十五年地方財政対策に関する意見書

(北海道長沼町議会(第一五三〇号))

平成二十五年地方財政対策に関する意見書

(北海道浦臼町議会(第一五三二号))

平成二十五年地方財政対策に関する意見書

(北海道秩父別町議会(第一五三三号))

平成二十五年地方財政対策に関する意見書

(北海道東神楽町議会(第一五三四号))

平成二十五年地方財政対策に関する意見書

(北海道美瑛町議会(第一五三五号))

平成二十五年地方財政対策に関する意見書

(北海道南富良野町議会(第一五三六号))

平成二十五年地方財政対策に関する意見書

(北海道羽幌町議会(第一五三七号))

平成二十五年地方財政対策に関する意見書

(北海道興部町議会(第一五三八号))

平成二十五年地方財政対策に関する意見書

(北海道白老町議会(第一五三九号))

平成二十五年地方財政対策に関する意見書

(北海道足寄町議会(第一五四〇号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

電波法の一部を改正する法律案(原口一博君外三名提出、衆法第一〇号)

通信・放送委員会設置法案(原口一博君外三名提出、衆法第一〇号)

○北側委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、電波法の一部を改正する法律案、原口一博君外三名提出、電波法の一部を改正する法律案及び通信・放送委員会設置法案の各案を議題といたします。順次趣旨の説明を聴取いたします。新藤総務大臣。

電波法の一部を改正する法律案 [本号末尾に掲載]

○新藤総務大臣 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国のあらゆる社会経済活動の基盤として電波利用の拡大が進む中、有限かつ希少な電波の有効利用の重要性はますます高まっております。そこで、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の用途の範囲を拡大する必要があります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

電波利用料の用途として、市町村等が設置している防災行政無線、消防救急無線などの人命または財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、デジタル技術など電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた無線設備の整備のための補助金の交付を追加することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○北側委員長 次に、武正公一君。

電波法の一部を改正する法律案

通信・放送委員会設置法案 [本号末尾に掲載]

○武正議員 民主党の武正公一でございます。電波法の一部を改正する法律案、通信・放送委員会設置法案に関する提案理由説明を行います。ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案及び通信・放送委員会設置法案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国民の財産である電波の移行、再編等を促進して最大限有効に活用し、情報通信のさらなる革新と利活用を進める観点から、私たちは、電波の有効利用を促す新たな方策が必須であると考え、本法案を提出いたしました。

以下、その概要を申し上げます。まず、電波法の一部を改正する法律案ですが、本法案は、競争による免許の付与、電波利用料の徴収等について定めるものであります。

第一に、競争による免許の付与については、総務大臣は、電波の需給の逼迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、無線局の免許もしくは包括免許、これは放送を除くこととして、その申請、または特定基地局の開設計画の認定の申請を行うことができる者を選定することができることとし、この場合において、総務大臣は、競争による無線局及びその利用する周波数を公示することとします。

この競争は、無線局の免許を受けた場合において利用できる電波の経済的価値に相当する金額について、競りの方法をもって行うこととします。

これにより、競願時の選定手続として、現行の比較審査方式に加えて、オークション方式を用いることができるものと改めます。

第二に、電波利用料の徴収については、周波数の帯域、空中線電力、地理的条件等を勘案し、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されるように定めなければならないこととします。電波利用の対価として、その経済的価値に

見合った料額を負担させる形へ、電波利用料制度の性格を見直すものであります。以上のほか、所要の規定の整備をすることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法案の概要であります。次に、通信・放送委員会設置法案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

この法律は、通信・放送委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的としております。

技術発展に伴う通信・放送分野の融合や、規制緩和による市場競争が進展しつつある中で、公平中立な通信・放送行政の確保が強く要請されていることに鑑み、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置します。委員会は、これらの分野に係る規律に関する事務を行うことを、その任務とします。

施行期日については、平成二十六年四月一日としております。

以上が、電波法の一部を改正する法律案及び通信・放送委員会設置法案の提出理由とその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○北側委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。次回は、来る二十一日火曜日上午八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後四時五分散会

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出) 電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第百三条の二第四項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「電波」を「前号に掲げるもののほか、電波」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用

に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備(当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む)の整備のための補助金の交付
附則第十五項を次のように改める。
(電波利用料の特例)
15 第百三条の二第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の

防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助」とあるのは、「十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

できる受信設備を設置している者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(以下この号において「地上デジタル放送」という。)を受信することのできる受信設備を設置している者を除く)のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とする。

この法律は、公布の日から施行する。
附則
理 由
電波の有効利用を推進するため、電波利用料の使途の範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法の一部を改正する法律案(原口、博君外)

電波法の一部を改正する法律
電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第六条に次の五項を加える。
9 総務大臣は、電波の需給のひつ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、第一項の免許の申請を行うことができる者を選定することができる。この場

合においては、総務大臣は、競争に付する無線局及びその使用する周波数を公示するものとする。

10 前項の競争への参加の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。この場合においては、第八項の規定を準用する。

11 第九項の競争は、無線局の免許を受けた場合において利用できる電波の経済的価値に相当する金額について、競りの方法をもつて行うものとする。

12 前二項に定めるもののほか、第九項の競争に参加する者に係る保証金の納付及び返還その他その競争の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

13 第九項の競争により選定された者が行う第一項の免許の申請(当該競争に係るものに限る)については、第七項の規定は、適用しない。

14 第十三条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第六条第九項の競争を経て与えられる免許又は第二十七条の十三第四項の競争を経て同条第一項の認定を受けた第二十七条の十四第三項に規定する認定開設者が同項に規定する認定計画に従って開設する特定基地局の免許の有効期間には、前項本文の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内において総務大臣が定める期間とする。

第二十六条第二項第四号中「第二十七条の十三第四項」を「第二十七条の十三第八項」に改める。

第二十七条の三に次の二項を加える。

3 総務大臣は、特定無線局に係る電波の需給のひつ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、第一項の免許の申請を行うことができる者を選定することができる。この場合においては、総務大臣は、競争に付する特定無線局を公示するものとする。

4 第六条第十項から第十三項までの規定は、前

項の競争について準用する。

4 第二十七条の三第三項の競争を経て与えられる包括免許又は第二十七条の十三第四項の競争を経て同条第一項の認定を受けた第二十七条の十四第三項に規定する認定開設者が同項に規定する認定計画に従って開設する特定基地局に係る包括免許の有効期間は、前項本文の規定にかかわらず、十五年を超えない範囲内において総務大臣が定める期間とする。

第二十七条の十三第一項中「第四項第三号」を「第八項第三号」に改め、同条第七項中「第四項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第十項とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 総務大臣は、特定基地局に係る電波の需給のひつ迫の程度、公益上の必要性等を勘案して適当と認める場合には、競争により、第一項の認定(移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るものを除く)の申請を行うことができる者を選定することができる。この場合においては、総務大臣は、競争に付する特定基地局を公示するものとする。

5 前項の競争への参加の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。

6 第六条第十一項及び第十二項の規定は、第四項の競争について準用する。

7 第四項の競争により選定された者が行う第一項の認定の申請(当該競争に係るものに限る)については、第三項の規定は、適用しない。

第二十七条の十四第二項中「前条第四項」を「前条第八項」に、「同条第四項」を「同条第八項」に改め、同条第五項中「前条第七項」を「前条第十一項」に改める。

第二十七条の十六中「第二十七条の十三第四項及び第五項」を「第二十七条の十三第八項及び第九項」に改める。

第二十七条の十七の見出し中「免許申請期間」を「免許申請期間等」に改め、同条中「第六条第七項」の下に「及び第九項並びに第二十七条の第三第三項」を加える。

第二十七条の十九中「第三十三條の第二第四項第二号」を「第三十三條の第三第一項第二号」に改める。

第三十八條の十一、第二項中「第三十三條の第二第三十四項」を「第三十三條の第二第二十七項」に改める。

第九十九條の十一、第二項第一号中「免許申請期間」の下に、「同条第十二項(第二十七條の第三第四項及び第二十七條の第三第六項において準用する場合を含む。)(競争の実施)」を加え、「第二十七條の第三第六項」を「第二十七條の第三第十項」に、「並びに第三十三條の第二第九項(電波利用料の徴収等)」を、「第三十三條の第二第一項(算定基準)並びに同条第三項(金額の定めに係るものに限る。)」及び第四項(金額の定めに係るものに限る。)(電波利用料の額)に改め、同項に次の一号を加える。

六、第六條第九項、第二十七條の第三第三項又は第二十七條の第三第四項の規定による競争に付そうとするとき。

第三十三條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二、第六條第九項の規定による競争に参加する者

第三十三條第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二、第二十七條の第三第三項の規定による競争に参加する者

第三十三條第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二、第二十七條の第三第四項の規定による競争に参加する者

第三十三條の二第一項中「別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額」を「総務省令で定める算定基準に従い総務大臣が決定する金額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の総務省令は、周波数の帯域、空中線電

力、地理的条件等を勘案し、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されるように定めなければならない。

第三十三條の第三第三項から第九項までを削り、同条第十項中「に係るすべて」を「第七十一條の三の第二十一項において準用する第七十一條の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。以下この条において同じ。」に係る全てに、「満了日の」を「旧割当期限の満了の日(以下「満了日」という。))」に、「当該特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用(第七十一條第二項又は第七十六條の三第二項の規定に基づき当該特定周波数終了対策業務に係る旧割当期限を定めた周波数の電波を使用する無線局の免許人等に対して補償する場合における当該補償に要する費用を含む。次項において同じ。))の二分の一に相当する額及び対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に

応じて政令で定める金額に当該一年の期間に係る開設特定免許等不要局数を乗じて得た金額」を「総務省令で定める金額」に改め、同条第三項とし、同条第十一項中「第十八項」を「第十一項」に、「当該無線設備を使用する特定免許等不要局に係る特定周波数終了対策業務に要すると見込まれる費用の二分の一に相当する額、対象期間において開設されると見込まれる当該特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局の数及び当該無線設備が使用されると見込まれる平均的な期間を勘案して当該政令で定める無線局の有する機能に

応じて政令で定める金額に、当該一年間に表示を付した無線設備の数(当該無線設備のうち、専ら本邦外において使用されると見込まれるもの及び輸送中又は保管中におけるその機能の障害その他これに類する理由により対象期間において使用されないと見込まれるものがある場合には、総務省令で定めるところにより、これらのものを数を除いた数。第十八項後段において同じ。)を乗じて

得た金額」を「総務省令で定める金額」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 前二項の総務省令で定める金額は、特定周波数終了対策業務に係る特定免許等不要局を開設する者が受ける利益を勘案して定めなければならない。

6 第一項の規定は、次に掲げる無線局の免許人には、適用しない。

一 第二十七條第一項の規定により免許を受けた無線局

二 第六條第九項又は第二十七條の第三第三項の規定による競争を経て免許を受けた無線局(最初の免許の有効期間に係るものに限る。)

三 第二十七條の第三第四項の競争を経て同条第一項の認定を受けた認定開設者が認定計画に従って開設した特定基地局(最初の免許の有効期間に係るものに限る。)

第三十三條の第二第十二項及び第十三項を削り、同条第十四項中「第二項及び第五項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十五項中「包括免許人等」を「総務省令で定める者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十六項を同条第九項とし、同条第十七項中「第十一項」を「第四項」に改め、「付した無線設備の数」の下に「(当該無線設備のうち、専ら本邦外において使用されると見込まれるもの及び輸送中又は保管中におけるその機能の障害その他これに類する理由により対象期間において使用されないと見込まれるものがある場合には、総務省令で定めるところにより、これらのものを数を控除した数)」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十項を同条第十三項とし、同条第二十一項を同条第十四項とし、同条第二十二項中「第二十四項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十三項を同条第十六項とし、同条第二十四項中「第三十二項」を「第二十五

項」に、「第三十四項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十五項を同条第十八項とし、同条第二十六項を同条第十九項とし、同条第二十七項を同条第二十項とし、同条第二十八項を同条第二十一項とし、同条第二十九項を同条第二十二項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十一項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十二項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十三項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十四項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十五項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十六項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十七項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十八項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十九項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十一項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十二項中「第二十八項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第三十五項とする。

第三十三條の二の次に次の一条を加える。

第三十三條の二の二、第六條第九項又は第二十七條の第三第三項の競争により選定された者が免許を受けるときは、政令で定めるところにより、当該競争に係る競争額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合においては、当該選定された者に係る第六條第十二項(第二十七條の三第四項において準用する場合を含む。)の保証金に相当する金額は、当該競争額に相当する金額の内払とみなすことができる。

2 前項前段に規定する選定された者が第六条第一項又は第二十七条の第三項の免許の申請をした後当該免許を与えられないときは、当該選定された者に係る前項後段に規定する保証金に相当する金額の返還を国に請求することができる。

3 第二十七条の十三第四項の競争を経て同条第一項の認定を受けた認定開設者が認定計画に従つて最初に開設する特定基地局の免許を受けるときは、政令で定めるところにより、当該競争に係る競落額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合においては、当該認定開設者に係る同条第六項において準用する第六条第十二項の保証金に相当する金額は、当該競落額に相当する金額の内払とみなすことができる。

4 前項前段に規定する競争により選定された者が第二十七条の十三第一項の認定の申請をした後当該認定を受けられないときは、当該選定された者に係る前項後段に規定する保証金に相当する金額の返還を国に請求することができる。第三項の三第一項中「金額を」と「金額の一部を」に、「電波利用共益費用」を次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用に改め、同項ただし書を削り、同項に次の十一号を加える。

- 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- 二 総合無線局管理ファイル(全無線局について第六條第一項及び第二項、第二十七條の三、第二十七條の十八第二項及び第三項並びに第二十七條の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。)の作成及び管理
- 三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への

移行を促進する技術としておおむね五年以内

に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析

四 電波の人体等への影響に関する調査
五 標準電波の発射
六 特定周波数変更対策業務(第七十一條の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)

七 特定周波数終了対策業務(第七十一條の三の第二十一項において準用する第七十一條の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。)

八 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備(当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付その他の必要な援助

イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備

九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

十 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助

十一 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他の前各号に掲げる事務に附帯する事務
第十二条の三第二項を削り、同条第三項中「前条第四項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。
第九條の三の次に次の二條を加える。
第九條の四 偽計又は威力を用いて、第六條第九項、第二十七條の三第三項又は第二十七條の十三第四項の競争(以下この條及び次條において「周波数競争」という。)の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 周波数競争につき、公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。
第九條の五 国の職員が、周波数競争に関し、その職務に反し、当該周波数競争に参加する者に談合を唆すこと、当該周波数競争に参加する者に当該周波数競争に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該周波数競争の公正を害すべき行為を行ったときは、五年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。
第一百零四條中第二號を第三號とし、第一號を第二號とし、同號の前に次の一號を加える。

一 第九條の四 二億円以下の罰金刑
第一百零六條中第二十三號中「第九條の二第五項、第六項、第十項、第十一項又は第十八項」を「第九條の二第三項、第四項又は第十一項」に改める。

附則第十五項中「第九條の二第四項」を「第九條の三第一項」に改める。
別表第六から別表第八までを削る。

附則
第一條 この法律は、公布の日から起算して三月

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(電波監理審議会への諮問)
第二條 総務大臣は、この法律の施行の日前においても、この法律による改正後の電波法(以下「新法」という。)第六條第十二項(新法第二十七條の三第四項及び新法第二十七條の十三第六項において準用する場合を含む。)、新法第九條の二第一項、同條第三項(金額の定めに係るものに限る。若しくは同條第四項(金額の定めに係るものに限る。))の規定による総務省令の制定のため又は新法第九條第九項、新法第二十七條の三第三項若しくは新法第二十七條の十三第四項の規定による競争に付するために、電波監理審議会に諮問することができる。

(電波利用料に関する経過措置)
第三條 この法律の施行の日前に免許又はこの法律による改正前の電波法第二十七條の十八第一項の登録を受けた無線局については、新法第九條の二第一項、第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後最初に到来する新法第九條の二第一項に規定する応当日(以下この條において単に「応当日」という。)以後の期間に係る電波利用料について適用し、応当日の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第四條 前二條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)
第五條 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第一百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四條中「第九條の二第十一項」を「第九條の二第四項」に、「第十七項から第四十二

項まで」を「第十項から第三十五項まで」に改める。

理由

電波の有効利用を促進するため、無線局の免許及び特定基地局の開設計画の認定について競争による申請者の選定の制度を新設するとともに、電波利用料の金額に電波の経済的価値が適切に反映されることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通信・放送委員会設置法案

通信・放送委員会設置法

(目的)

第一条 この法律は、通信・放送委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、通信・放送委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通及び電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進を図るための規律に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信(以下「情報の電磁的流通」という。)のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律その他情報の電磁的流通の規律に関すること。
- 二 電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。)の発達、改善及び調整のための規律に関すること。

すること。

三 日本放送協会に関すること。

四 非常事態における重要通信の確保に関すること。

五 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること。

六 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること。

七 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること。

八 電波の利用の促進に関すること。

九 有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。第七条第四項第四号において同じ。)に関する技術上の規格に関すること。

十 所掌事務に関し、条約又は法律(法律に基づく命令を含む。)で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めに協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること。

十一 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員四人をもって組織する。

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係る規律に関し、公正な判断をすることができ、かつ、高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができな

いときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一 破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二十六条に規定する放送事業者、同法第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者、同法第六十条に規定する認定放送持株会社、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者、有線電気通信設備若しくは無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。次号において同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)

五 前号の事業者の団体の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)

5 委員長及び委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

第八条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができない。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(身分保障)

第九条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合並びに次条第二項及び第三項の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 第七条第四項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

2 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち二人が既に属している政党に新たに属するに至つた委員長又は委員を直ちに罷免するものとする。

3 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつた場合(前項の規定に該当する場合を除く。)には、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員を罷免することはできないものとする。

(服務等)

第十一条 委員長及び委員は、職務上知ることのきた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政

治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 委員長及び委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

4 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(委員長)

第十二条 委員長は、委員会の公務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(会議)

第十三条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会が第九条第二号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項の規定により委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(規則の制定)

第十四条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、通信・放送委員会規則を制定することができる。

(資料提出の要求等)

第十五条 委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(国会に対する報告)

第十六条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(事務総局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務総局を置く。

2 事務総局に事務総長を置く。

3 事務総長は、事務総局の局務を統理する。

4 事務総局に官房及び局を置く。

5 内閣府設置法第十七条第二項から第八項までの規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務の範囲及び内部組織について準用する。

6 第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

(地方事務所)

第十八条 委員会の事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

3 第一項の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができる。

4 前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、内閣府令で定める。

(罰則)

第十九条 第十一条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(任命のために必要な行為)

2 第七条第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(委員長及び委員の任命手続の特例)

3 第七条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に任命される委員会の委員長及び委員の任命について準用する。

(委員の任期の特例)

4 この法律の施行後最初に任命される委員のうち二人の任期は、第八条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところにより、四年とする。

(関係法律の整理)

5 この法律の施行に伴う関係法律の整理については、別に法律で定める。

理由

通信及び放送の分野における規律に関する事務を公正かつ中立に行わせるため、内閣府の外局として、通信・放送委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約百六十九億円の見込みである。

平成二十五年五月二十八日印刷

平成二十五年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C